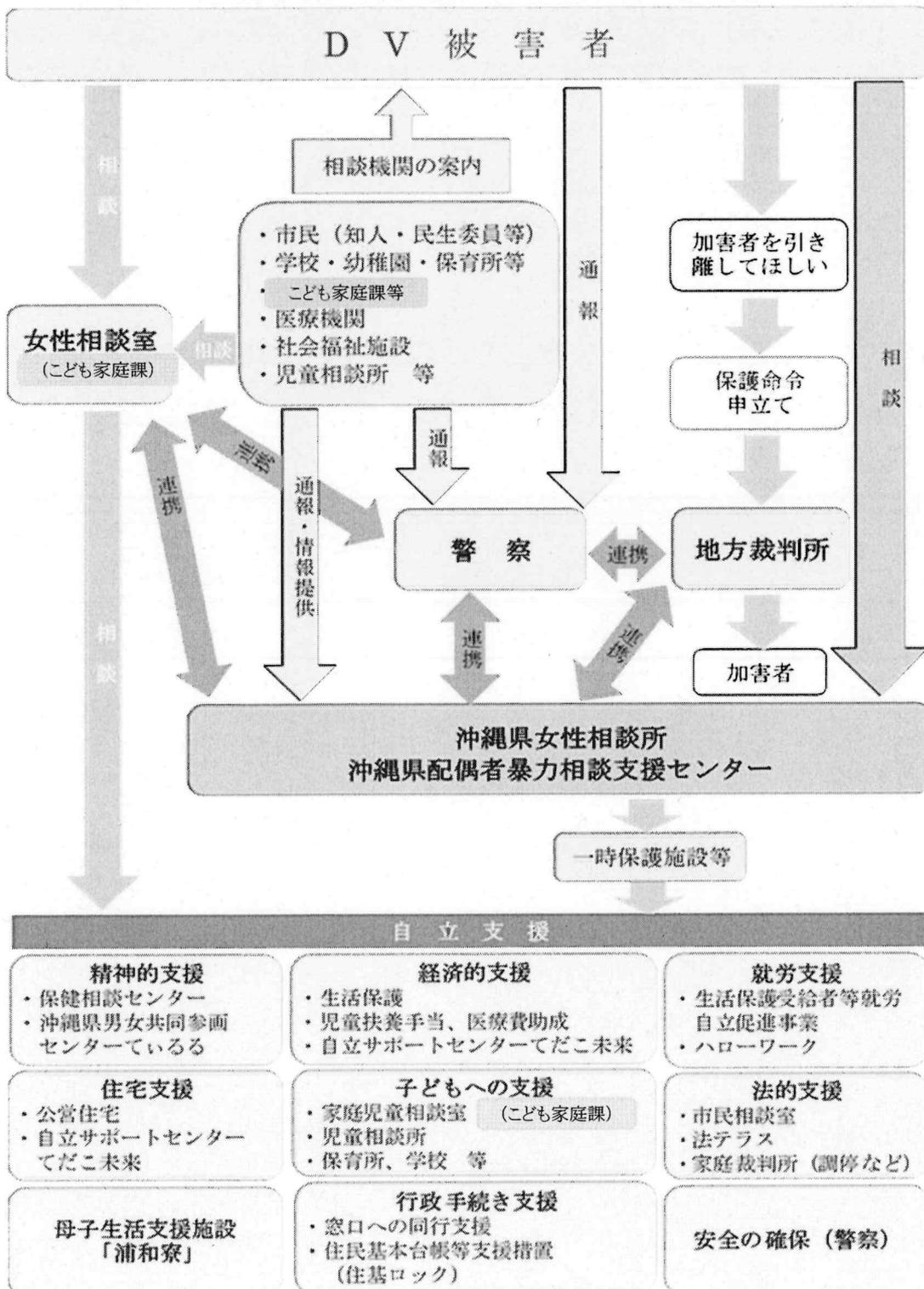


第6章 婦人保護

1. 婦人保護事業の概要

(目的)

婦人保護事業は、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称・DV防止法)に基づき要保護女子等の保護を図る事を目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止に関する啓発行動を行うと共に、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助等を行います。



2. 女性相談室

女性が抱えるさまざまな悩み(夫や恋人からの暴力、離婚問題、妊娠その他、心やからだの悩み、日常生活上の悩み)に対し、女性相談員が相談対応を行います。

【相談内容】

- ・夫婦、親子、嫁姑、親族間の問題
- ・近隣、職場などの対人関係
- ・結婚、離婚や異性間の問題
- ・その他一身上のことなどの悩み

○令和3年度相談件数:284件

○主な相談内容(単位:人)

夫等問題	子ども問題	親族問題	交際相手	人間関係	経済関係
170	23	27	0	14	14
医療関係	住居問題	その他	合計		
19	12	5	284		

○令和4年度相談件数:275件

○主な相談内容(単位:人)

夫等問題	子ども問題	親族問題	交際相手	人間関係	経済関係
172	13	30	2	18	12
医療関係	住居問題	その他	合計		
14	4	10	275		

資料:こども家庭課